

第2章 南国市の概況と第2期の評価(サービス利用状況)

1 障害者等の状況

① 身体障害児・者年度別推移

下表は身体障害者手帳所持者の年度別推移で、南国市での身体障害児・者は増加傾向にあり、特に生活習慣病による肢体不自由者、内部障害者が増加しています。

平成22年度における18歳未満の身体障害児は34人、65歳以上の高齢の身体障害者は1,944人です。

〔各年度末現在 単位:人〕

障害別	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
視覚障害	156	154	156	144	142	144
聴覚平衡 機能障害	154	161	166	155	157	153
音声・言語 そしゃく 機能障害	32	32	33	31	32	31
肢体不自由	1,462	1,503	1,541	1,445	1,433	1,453
内部障害	724	765	817	842	893	936
総数	2,528	2,615	2,713	2,617	2,657	2,717

② 知的障害児・者年度別推移

下表は療育手帳所持者の年度別推移で、知的障害児・者は年々増加傾向にあります。

平成22年度における18歳未満の知的障害児は68人、65歳以上の高齢の知的障害者は30人です。

〔各年度末現在 単位:人〕

障害別	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
A1	56	58	68	68	72	75
A2	64	65	68	70	66	66
B1	90	92	95	97	96	95
B2	75	76	76	84	92	100
総数	285	291	307	319	326	336

③ 精神障害者年度別推移

下表は保健福祉手帳所持者と自立支援医療受給者証交付数の年度別推移です。

平成 22 年度における 18 歳未満の手帳所持者は 0 人、65 歳以上の高齢者は手帳所持者 16 人です。

〔各年度末現在 単位:人〕

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
保健福祉手帳所持者数	122	128	145	153	176
自立支援医療(精神通院) 受給者証交付数	540	520	452	454	426

④ 難病患者年度別推移

下表は疾患別難病患者数の年度別推移です。患者数は増加傾向にあります。

〔各年度末現在 単位:人〕

疾 患 名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
パーキンソン病	295	305	307	326	333
潰瘍性大腸炎					
強皮症・皮膚筋炎、及び多発性筋炎					
全身性エリテマトーデス					
脊髄性脳変性症					
クローン病					
網膜色素変性症					
後縦靱帯骨化症					
サルコイドーシス					
ベーチェット病					
その他					

2 第2期計画の評価

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成 17 年 10 月 1 日現在の施設入所者数は 80 人です。第2期計画では平成 23 年度末までの移行者数を 23 人以上としていましたが、平成 23 年 12 月 31 日現在で施設を退所して自宅またはグループホーム(GH)・ケアホーム(CH)といった地域移行した人数は 17 人となっています。

また、施設入所者数そのものの削減では第 2 期計画では 17 人と見込んでいましたが、平成 23 年 12 月 31 日現在で 10 人となっています。

項 目	数 値	備 考
施設入所者数	80人	平成 17 年 10 月 1 日の施設入所者数
目標値①18 年度～23 年度末までの移行者数	23人 28.8%	上記施設入所者のうち、平成 18 年度から 23 年度末までにGH・CH等へ地域移行する人の数
平成 23 年 12 月 31 日までの移行実績	17人 21.3%	上記施設入所者のうち、平成 18 年度から 23 年 12 月 31 日までに地域移行した人の数
目標値②施設入所者の削減見込	17人 21.3%	平成 23 年度末段階での施設入所者の削減見込数
平成 23 年 12 月 31 日までの削減実績	10人 12.5%	平成 23 年 12 月 31 日までの施設入所者の削減実績
平成 23 年度施設入所者数	70人	平成 23 年 12 月 31 日の施設入所者数

② 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成 18 年 8 月 1 日現在、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者は 36 人です。国は平成 24 年度末までに退院可能精神障害者の解消を目指しており、第 2 期計画では平成 23 年度末までの移行者数を 9 人としていましたが、平成 23 年 12 月 31 日までの地域生活へ移行した人は5人にとどまっています。

なお、第3期計画では退院可能な精神障害者の地域生活への移行の目標値はたてないことになっています。

理由としては、患者調査における「退院可能精神障害者」は、抽象的で、医療機関の主観によるものであるため、客観的に分析・評価することが難しく、平成 21 年 9 月の「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」報告書においても、「別の客観的な指標」が必要である旨が提言されたことからです。

項 目	数 値	備 考
退院可能精神障害者数	36人	平成 18 年 8 月 1 日時点の退院可能精神障害者数
目標数値	9人	平成 18 年度から 23 年度末までにGH・CH等へ地域移行する人の数
平成 23 年 12 月 31 日までの実績	5人	平成 23 年 12 月 31 日までに地域移行した人の数

③ 福祉施設から一般就労への移行

第2期計画では平成23年度において1年間に福祉施設から一般就労への移行者を4人としていました。

就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、通所授産施設のサービス利用者が毎年数人ですが、一般就労へと結びついています。

項 目	数 値	備 考
目標数値	4人	平成23年度において、施設を退所し、一般就労に移行する人の数
平成21年度実績	3人	平成21年度において福祉就労から一般就労した人の実績
平成22年度実績	3人	平成22年度において福祉就労から一般就労した人の実績
平成23年度実績	2人	平成23年12月31日までの福祉就労から一般就労した人の実績

④ 第2期計画中に取り組んだ施策

第2期計画策定する際に行ったアンケートより、障害児をもつ保護者の意見から、子どもが長期の休みになる夏休み・冬休み・春休みの期間中に障害児の支援を行うことにより、障害児やその保護者の地域生活を支援することを目的として長期休暇支援事業を平成22年度からはじめました。平成22年度は実人数で17人、のべ利用人数で150人の利用がありました。

また平成22年度に障害者自立支援協議会監修のもとハートフルマップ(社会資源マップ)を8年ぶりに作成し、古くなった事業所・施設名の変更や、事業内容の更新を行いました。新しくなったハートフルマップをもちいて市の窓口等で来庁者への説明に使っています。

3 障害福祉サービスの利用状況

① サービスの内容

平成18年4月から段階的に障害者自立支援法が施行され、新体系サービスは介護給付費と訓練等給付費に分類されました。平成23年度までの5年間の経過措置ののち旧法施設支援は、順次新体系サービスに移行されました。

介護給付

サービスの種類	内 容
居宅介護	自宅で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、掃除等の家事や生活等に関する助言その他の生活全般にわたる援助を行います
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に、自宅で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、掃除等の家事や生活等に関する助言等、生活全般にわたる援助並びに外出時の移動中の介護を総合的にを行います
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行います
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に、外出時同行して移動に必要な情報を提供したり、移動の援護を行います。
療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をを行います
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します
児童デイサービス	障害児が施設に通い、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行います
短期入所	自宅で介護を行う人が病気などの場合、短期間施設へ入所することができます
重度障害者等包括支援	常時介護が必要な人のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に、障害福祉サービスを包括的に提供します
共同生活介護(CH)	共同生活の場所で入浴や排せつ、食事の介護等の日常生活上の支援を行います
施設入所支援	施設に入所する人に入浴や排せつ、食事等の日常生活上の支援を行います

訓練等給付

サービスの種類	内 容
自立訓練(機能訓練)	身体障害者に、必要なりハビリテーション、生活等に関して必要な支援を行います
自立訓練(生活訓練)	知的障害又は精神障害を有する人に、自立した日常生活を営むために必要な支援を行います
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動や生活能力向上のための訓練を行います
就労継続支援A型	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約による就労が可能な人について、就労に必要な訓練や支援を行います
就労継続支援B型	年齢、心身の状態等により雇用されることが困難な人に、生産活動等の機会の提供や就労に必要な訓練や支援を行います
共同生活援助(GH)	地域で共同生活を営むのに支障のない障害者に、共同生活を営む住居で相談や日常生活上の援助を行います

② 障害福祉サービスの支給決定件数

下表は新体系サービス、旧体系サービスの障害程度区分別の支給決定件数です。障害程度区分は1が軽度で順に重くなり6が最重度です。

〔平成 23 年 12 月末現在 単位：件〕

サービス種類		障害程度区分								総計
		児童	1	2	3	4	5	6	無し	
訪問系	居宅介護	6	1	12	14	6	3	11		53
	重度訪問介護									
	行動援護									
	同行援護			1	3	1	1			6
	重度障害者等包括支援									
日中活動系	生活介護			2	26	28	13	37		106
	自立訓練(機能訓練)									
	自立訓練(生活訓練)				1					1
	就労移行支援				2	1			3	6
	就労継続支援(A型)			1	2				22	25
	就労継続支援(B型)		6	11	15	13	1		40	86
	児童デイサービス	40								40
短期入所		26	1	6	8	12	1	10		64
療養介護										
居住系	共同生活介護(CH)			8	19	8	1	2		38
	共同生活援助(GH)		4	1	2				17	24
施設入所支援				2	13	15	12	28		70
サービス利用計画作成費										
療養介護医療費										
計		72	12	44	105	84	32	88	82	519

③ 障害福祉サービスの利用状況

下表は障害福祉サービスの年度別 10 月時点の利用実績です。

新体系サービス 実績の()は利用実人数

サービスの種類	単位	年度	21 年度	22 年度	23 年度
		利用月	10 月	10 月	10 月
訪問系サービス	時間／月	見込量	650	700	735
		実 績(人)	524 (31)	638 (28)	871 (41)
生活介護	人日／月	見込量	222	948	1758
		実 績(人)	315 (17)	539 (30)	817 (42)
自立訓練(機能訓練)	人日／月	見込量	0	20	20
		実 績(人)	0	39 (2)	0
自立訓練(生活訓練)	人日／月	見込量	0	20	60
		実 績(人)	0	0	20 (1)
就労移行支援	人日／月	見込量	176	132	176
		実 績(人)	109 (6)	47 (4)	102 (5)
就労継続支援A型	人日／月	見込量	154	176	176
		実 績(人)	309 (15)	288 (15)	359 (19)
就労継続支援B型	人日／月	見込量	540	1200	1760
		実 績(人)	562 (32)	647 (39)	967 (55)
療養介護	人／月	見込量	0	0	0
		実 績	0	0	0
児童デイサービス	人日／月	見込量	16	16	16
		実 績(人)	27 (11)	25 (12)	49 (21)
短期入所	人日／月	見込量	60	65	75
		実 績(人)	63 (13)	145 (19)	93 (15)
共同生活援助(GH)・共同生活介護(CH)	人／月	見込量	25	32	37
		実 績	28	34	40
施設入所支援	人／月	見込量	1	30	63
		実 績	8	11	20
指定相談支援	人／月	見込量	0	3	5
		実 績	0	0	0

旧体系サービス

サービスの種類	単位	年度	21 年度	22 年度	23 年度
		利用月	10 月	10 月	10 月
旧法施設入所支援	人／月	実 績	72	67	50
旧法施設通所支援	人／月	実 績	48	39	27

④ 障害福祉サービスの問題点と課題

● 訪問系サービス

訪問系サービスは新規受給者が増えつつあります。サービス提供事業所は近隣市町村も含めてたくさんありますが、精神障害者を対象としたサービスを提供する事業所が少ないことが課題となっております。今後は3障害対応の事業所の確保が必要となってきます。

● 生活介護・自立訓練(生活訓練・機能訓練)

第2期計画で見込んでいたほど旧法施設の新体系サービスへの移行が進んでおらず、生活介護は計画見込量に達していません。重度の障害者の在宅生活を支えるには生活介護は必要ですので、今後利用意向が高まっていく可能性があります。

自立訓練は利用意向、提供事業所ともに少なく実利用も進んでいません。

● 就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型

第2期計画で見込んでいたほど旧法施設の新体系サービスへの移行が進んでおらず、就労移行支援、就労継続支援B型の実績が計画見込量に達していませんが、就労継続支援A型では実績が大きく上回ったように、訓練系サービスへの利用意向は年々高まっています。

就労先に市外事業所を選択した場合、通勤時間・手段の問題等から長続きしないケースもあり、市内事業所の充実が必要となっています。

● 療養介護

20年度からは利用者がいませんが、平成24年度からは障害児施設のうち20歳以上の入所者は障害者自立支援法による入所となります。

● 児童デイサービス

児童デイサービスは、平成22年度に市内および近隣市町村に事業所が開設されたことから利用しやすい環境になったことから見込値より上回っています。また早期発見早期療育の観点からも利用が進んでいます。

● 短期入所

短期入所は、見込量に対し実績額が大きく上回っていますが、家庭での介護者支援を考えると、事業所も少ないのが実情です。

● 共同生活介護・共同生活援助・施設入所支援

共同生活介護(CH)・共同生活援助(GH)は、見込量を若干上回る利用があります。市内事業所が少ない事、新規利用希望者もいることから、事業所の新設も必要となってきます。

施設入所者については、地域生活への移行をすすめていることから、年々減少しております。またその方針は今後も続き、可能な限り地域移行・地域定着をすすめていきます。

● 指定相談支援

第2期計画期間中の指定相談支援の請求実績はありませんが、一部の人のサービス利用計画は作成しております。また相談件数は年々増加しています。平成24年度からは障害者地域活動支援センター「南国」での相談支援体制も整備され段階的に全利用者の計画相談支援が実施されます。